

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

平成18年7月19日
規程第20号

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に基づき、要介護者等がその心身の状況等に応じた、適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう連絡調整を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)笠間市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2)茨城県笠間市笠間4364-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者を1人置き、職員の管理及び業務の管理を統括して行う。

(2)常勤の介護支援専門員を1人以上置き、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額は無料とする。

(1)事業所内に相談室を設け、利用者からの相談にあたること。

- (2)相談受付簿・相談記録簿等を備え保存する。
 - (3)利用者の状況把握を行うにあたり使用するアセスメントの様式は「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
 - (4)サービス担当者との連絡・調整をはかるための会議を行うこと。
 - (5)事業所は、指定居宅サービス事業者によるサービス提供が開始された後は、介護支援専門員を月1回以上必要に応じ訪問させて、サービスの実施状況、効果等の把握に努めるものとする。
- 2 在宅で生活をしている要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス、又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた居宅サービス計画を作成する。
- 3 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等、便宜の提供を行う。
- 4 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介、その他便宜の提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

- (1)笠間市
- (2)水戸市 杉崎町、三湯町、小林町、五平町、鯉淵町
- (3)茨城町 中央工業団地、南川又、木部
- (4)小美玉市 大笠、手堤、寺崎、高田、納場、羽刈
- (5)石岡市 太田、真家、東成井
- (6)桜川市 山口、坂本、大月、西小塙、加茂部、高幡、今泉
- (7)城里町 上赤沢、下赤沢、真端、大網、上古内、下古内

(虐待防止の措置)

第8条 障害者等の人権擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(身体拘束等の禁止)

第9条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものと

する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施
(その他運営に関する重要事項)

第10条 管理者は、従業者等の質の向上を図るため次のとおり研修の機会を設ける。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 随時

2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、職員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者が本会の会長と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。